

中国旧凉山彝族における家支・ 姻戚の殺人とその事例に関する考察

馬爾子*・曲比石美**

彝族社会を研究する方々がすでにご存じのように、かつての凉山彝族には軍隊、警察、法廷、監獄といった統一のかつ強制力を持つ機関がなかったにも拘らず、社会の構成員すべてが内部秩序を厳格に守り、社会秩序を終始しっかりしたコントロールの下に置いてきた。ではどのような手段によってその社会は有効にコントロールされ、百年、千年にわたって維持されてきたのか。これまで、民主改革（1956年）以前の凉山彝族的な社会コントロールを考察した論著は枚挙に暇がないが、その多くは単に社会階級や等級といった角度から答を見出そうとしており、中には家支や家支の慣習法を取り上げたり、姻戚や姻戚の慣習法を取り上げる人もいたが、多くは簡単に言及しただけであった。本論文の目的はかつての凉山彝族的な父系血縁の家支内部の殺人事件を処理する慣習法と姻戚集団内部の殺人事件を処理するための慣習法、更にこれに関する事例のいくつかを紹介することを通じて、その慣習法が旧凉山彝族社会に対してはたした安定作用を説明することにある。

一、家支における殺人

凉山の彝族は殺人を「撮確」と呼ぶが、これは「人をやぶる」の意味である。慣習法では殺人罪を処理する一連の法規が制定されているが、これを彝語で「撮確迪節」と呼び、殺人を処理する法規という意味である。それは更に親戚関係によって、家支構成員に対する殺人、姻戚に対する殺人、婦女に対する殺人、外侄（姉妹の子供^{訳者註}）に対する殺人、夫または妻に対する殺人、親縁関係のない者に対する殺人等々についての法規に分けることができる。また、職業に基づくと、徳古^{ドクゴ}(1)に対する殺人、畢摩^{ビモ}(2)に対する殺人、「卓卓」^{ジョジョ}(3)に対する殺人などについての法規に分けられる。等級に基づくと、茲莫^{ズモ}に対する殺人、諾合^{ノホ}に対する殺人、曲合^{チュホ}に対する殺人、阿加^{アジャ}に対する殺人及び呷西^{ガシ}(4)に対する殺人などについての法規に分けられる。殺人の概念は現行の刑法規定は完全に一致している訳ではなく、故意の殺人と過失致死の両方を含むだけでなく、口論を原因とした服毒、横縊、入水、投身による自殺行為も含んでいる。その中でも家支構成員の殺人を処理する法規は極めて厳しく、動揺したり融通をきかせる余地がまったくなく、誰も権勢や策略を弄することができない。必ず既定の犯罪尺度に照らし合わせて処理規定を厳格に執行せねばならず、他の殺人事件とは違っている。他の殺人事件は一定の時間的と空間的制約を受け、家支集団勢力働きかけや経済手段などを通じて、寛大な処理結果を得ることも可能である。例え極悪の殺人犯であっても権勢や金銭を後ろ盾にできれば、活路を見出せるのである。ところが、

*四川省凉山州民族研究所研究員 **四川省凉山州民族研究所所长

家支における殺人事件は、権勢と金銭の関与をはねのけ、時間や空間の制限を超越している。まさに彝族の諺にあるように「地上で同宗を殺した者を、天上の祖霊は誰も相手にしない」のである。凉山彝族の家支殺人事件を処理する法規が制定される過程においては、別に合理性が考慮されたわけではない。彝族では正しい方法で「子を抱く者が子を泣かさない」と同じようにすればよいと考えられていた。例えば、家支内部で殺し合いなどの刑事事件が発生すると、双方の家族が談判して処理策を協議し、後に問題を残さなければ、後の人々は当然その処理方法を遵守するようになり、類似の事件が代々人々の脳裏に刻み込まれ、次第に普遍的な規則や制度と変わって行くのである。これは彝族の諺で言うところの「事件がなければ、どうして法規などあり得ようか」ということなのである。従って、凉山彝族は様々な事件を処理する過程において具体的な法律条項に基づいて事件を解決するのではなく、過去の類似した凡例の処理方法を参照して解決するのである。しかしこうした判例は徐々に家支が習わしとする慣習法や契約となり、習俗、道徳、宗教といった手段を通じ、各社会構成員が遵守せざるを得なくしたのである。

凉山彝族の家支殺害事件は罪状の軽重の度合いによって「阿諾」^{アノ}「阿則」^{アゼ}「阿曲」^{アチ}の三つに分けられるが、それぞれ「黒」、「花」、「白」を意味する。「黒」は最も罪が重いものを指し、「白」はあまり重くないもの、「花」はその中間を指す。

1、「黒案」について。家支構成員が互いに軽視し、けんかや紛争を起こした際、人の命を省みず、故意に家支成員を殺害するような行為は「黒案」に属する。これは更に凶行に用いた手段によって分けられ、石や棒或いは鉄器などの鈍器により死に至らせるのは最も重いものに属し、彝族はこれを「どす黒い撲殺」と称する。銃や刀で殺害した場合も罪はかなり重く、彝族は「血みどろの殺し」と称する。こうした件では時間を制限し、犯人に命を償わせる。処刑前には彼を殴ったり殺したりできないだけでなく、彼を罵倒することもできない。親戚や親友は往々して婉曲的な言葉で彼が命を償う勇気を持つよう励まし、「お前が犯した極悪の大罪は、おそらく老天爺の崇りの所為かもしれない、禍の元は天にあるとはいえ、家支の者を死に至らせたのはやはりお前なのであり、従って命を償うのがお前であることに議論の余地はない。先祖が定めた規則を子孫が実行してこそ、賢明な人間と言えるのであり、さもなくば祖先の魂を汚すだけでなく、子孫の体面も傷つけてしまう」と説得する。これと同時に、親戚や友人たちは次々宴会を設けて、彼を接待するが、これを「送走飯」(最後のご馳走^{訳者註})と言う。最後に彼は服毒や首つり等の死に方を選べる。死ぬとすぐに火葬にし、盛大な葬儀活動などは行わない。もし犯人が自ら死をもって償おうとしない場合、家支構成員はいつまでも彼に自殺するよう迫り、常に彼を監視し、彼に劇薬や縄などの自殺のための道具を提供し、自殺するまで続ける。もし犯人が逃げて生き延び、捕まえて解決できない場合、付近の家支構成員を召集し、宗教儀式を通じて、その族籍から除名する⁽⁵⁾。彼の所有財産は没収され、死者の家族と他の構成員に分配される。もし殺人犯が一人っ子で、その両親がすでに年配で、子を産み育てる力がなく、彼自身も未婚か子無しで、本人は自決せず、強制しても駄目な場合、特別に家支会議によって死刑を免除し、人命を金で償うことができる。賠償の基準は各家支が具体的に規定しており、凉

山彝族全体では統一的な基準がない。場所や等級による差異も存在する。とはいえ、家支構成員に賠償する身代金の金額はほぼ同じである。賠償の支払いでは犯人の直系親族以外に他の家支構成員が彼を援助することは認められない。

涼山彝族地区全体で広く実施されている「黒案」の賠償は一般的に諾合の場合は良好な土地三つ、阿加三世帯、遺骨を担ぐ馬一匹、遺骨を背負う人一人、遺骨を包む絹織物一つである⁽⁶⁾。賠償金は白銀1700両で、更に死者の舅家（母親の兄弟^{訳者註}）に1200両、死者の父親の舅家に一匹の馬を支払わねばならない。死者の子供がまだ幼なければ養育費を、未婚の場合は婚礼金を支払う⁽⁷⁾。畢摩には死者のための魔除けと、靈魂の濟度のために白銀9錠を支払う。上述の賠償金を払い終えた後、犯罪者は豚の蹄或いは羊や牛の角杯を以て、跪いて死者の家族と居合わせた年長者に酒を進め、一段落すると、彼は家支と同じ所で住めないで、必ず舅家の付近か別の場所へ引っ越さねばならない。彝族はこれを「家支の仇になったら、舅家の方に住む」と呼んでいる。彼が死に、もし彼の子供がどうしても元の所へ戻り、家支の正当な族籍を回復し、家支の保護を受けたいと強く要求した場合、家支の頭や長老たちの協議、同意を経て、必ず厳粛な宗教儀式を行わねばならない。畢摩が「殺親驅邪合好」という儀式を挙げ、一頭の牛をつぶしいくらかの酒を買って元の住所の家支構成員たちに飲んでもらい、被害者の親族にくばくかのお金を与えるが、これを「合好酒」を飲み、「合好牛」を食べ、「合好錢」をもらうと言う。これらの手続きを履行した後、子女たちはようやく元の族籍を回復することができる。さもなければ、両家に災難をもたらされるかもしれないと言われていた。同時に被害者の家族も復讐の機会を狙って、彝族の人々の考えでは、孫が祖父のため、復讐するということはとても名誉なことである。宗教的な「合好」儀式を通じて、ようやく人々は先代から残っていた憎しみを忘れることができたのである。

曲合家支の「黒案」の賠償は諾合等級に比べてやや少なく、一般に金銭は白銀1700両とし、遺骨を担ぐ馬が一匹、遺骨を背負う者が一人、遺骨を包む絹織物が一つである。さらに死者の舅家に白銀1200両、死者の父親の舅家に馬一匹を与える。幼な子がいれば扶養費を支払い、未婚女性がいる場合は結婚費用を支払う。畢摩に頼んで読経し、靈魂を濟度してもらって謝金として白銀9錠を支払う。加害者が豚の蹄か羊や牛の角で作った杯を用いて地べたに跪き死者の家族や臨席の年長者たちに酒を進める。彼は生涯家支と同じ場所で住むことが出来ず、舅家の近くか他の所へ引っ越さねばならない。彼が死んだ後、子供たちが戻ることを強く望むならば、人々の同意を得た後、「合好牛」をつぶし、「合好酒」を飲み、「合好錢」を送り、ようやく正常な家支族籍を回復できるのである。

- 2、「花案」について。家支の構成員の間には平素は恨みも敵意もないが、例えば銃を爆発させたり、戦場で誤って殺したり、仕事中にうっかり石や木を落として家支の構成員を死に致らしめるといった過失や喧嘩、投身、首つり、入水、服毒による自殺は相手にとっていずれも「花案」と見なされる。「花案」の多くは自ら命を償い、自ら死期を決めるが、死期は大体一ヵ月を越えない。この期間に親戚や友人は意を尽くして彼を接待し、彼に自由に友人を訪ねたり呼

び寄せたり親族に遺言を残したりさせ、人々はその行為に対して賞賛の意を示し、彼を気骨のある人と讃える。もし被害者が生前に遺言を残し、お互いが親友であり、家支成員に相手の行為を寛大に処理をするか或いは追究しないよう依託していた場合は、家支会議を通じて、適宜条件を緩和するが、生前にこうした関係のあった人が相手を誤って死なせると往々にして断固として躊躇せず、殺してしまった友を追って死んでしまうので、慣習法に手を加える必要がない。「花案」を犯した罪人がもし自ら命を償うのを望まなければ多くの場合、家支構成員も彼に、自殺して罪を贖えと強制したりせず、賠償を支払って罪を贖うことができるが、人々はみな彼のこうした行為を蔑視するし、賠償をいくら支払うかは家支や等級によってみな違っている。一般的には涼山彝族地区には大体以下の二つの状況があると言える。

第一に、彝族中心地区に住む諾合等級が家支成員を過って殺した時の「花案」の賠償額は白銀1700両、遺骨を担ぐ馬一匹、遺骨を背負う者一人、遺骨を包む絹織物一反、さらに死者の舅家に白銀1200両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩に対する報酬として白銀9錠を支払い、葬式際の生けにえの一部分を負担する。喧嘩をして入水や投身で死んだ場合の賠償は白銀1200両、舅家に白銀900両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の生けにえの一部分を負担する。服毒や首つりの場合の賠償は白銀900両、舅家に白銀700両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩への報酬白銀9錠、葬式の生けにえの一部分を負担するが、服毒死の場合は馬をもう一匹多くせねばならない。

中心地区の曲合等級が家支成員を過って死なせた場合の「花案」の賠償額は白銀1200両、遺骨を担ぐ馬一匹、遺骨を背負う者一人、舅家に白銀900両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。首つり、服毒、投身による死に対する賠償は白銀700両、舅家に白銀500両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。服毒死の場合は馬をさらに一匹増やさねばならない。

第二に、周辺部の他民族と隣接している彝族地区の諾合等級が家支成員を過って殺した場合の「花案」の賠償金額は白銀1200両、舅家に白銀600両、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。服毒、首つり、入水、投身による死に対する賠償金は白銀600両、舅家へ白銀300両、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。首つり自殺の場合は馬を一匹多くする。曲合等級が家支成員を過って死なせた場合の「花案」の賠償金額は白銀600両、舅家に白銀300両、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。入水、投身、服毒、首つりによる死に対する賠償金は白銀300両、舅家に白銀150両、畢摩への報酬白銀9錠とし、葬式の際の生けにえの一部分を負担する。服毒死の場合は馬を一匹多くせねばならない。

3、「白案」とは、多くの場合は入水、投身、服毒、首つりで死ぬ人を指し、その死因は家支構成員と直接的には関係がないとはいえ、間接に参与している。「白案」の処理規定は一般的には地区や等級に関わらず一致している。通常は馬一匹、酒一罈とし、牛一頭或いは羊二頭

に厳格に基づいて解決するしかない。もし、加害者側の家支の勢力が被害者側の家支より遥かに強ければ、事件処理程度が軽くなる可能性がある。しかし、賢明な家支の頭人がこうした状況に立ち会ったならば処分を軽くするよりむしろ重くなる。これは少し先の事を見通していると考えれば正しいのであり、歴史というのは総じて予想外のことに満ちているのである。きちんと処理しておかなかった場合、相手側にいつしか強い者が現れるかも知れない。その時になって祖先の仇討ちをされ、禍が我々の子孫に転嫁されたら、我々は子孫に申し訳が立たなくなってしまう。こうした処理方法は、贖罪を意味するほかに、将来の複雑な社会的変化に対応するという政治的な意味も含んでいる。いわゆる「九両の赤金で好路を買う」とは、おおむね以上のような行為を指している。もし被害者側の家支の勢力は殺害者側の家支より強ければ、慣習法の規定より厳しく処分する可能性がある。しかし一般には慣習法の規定を超えて賠償金をつりあげることが出来ないものであり、慣例を破ると往々にして自業自得の目に遭う。こうした事実を示すものは彝族地区では例に事欠かないが、中でも次のものは誰もがよく知っている話であり、その史実は詳しく記録されている。言い伝えによると、色洛拉打瓦洛に住む諾合である阿吉利利願策が、茲莫等級の茲日阿勒寧惹に殺された。阿吉は家支の勢力が強のを循に、脅しをかけた。「我らの色洛拉打阿吉には三百人の男児がおり、復讐の時に百人の息子が死んでも、まだ二百人が生き残れるぞ」と脅した。茲日阿勒家はこれを知り、とてもかなわないので、急いで阿吉家支に対して「我が家は確かに誤って人を殺した、貴家支には是非怒りを納めいただきたい、彝族の諺にも誤りの後に裁き、裁きの後に償うとあるではないか。あなた方が必要な額の賠償金を我々は全て支払うつまりだ」と告げた。瓦洛阿吉は「もし以下の条件で賠償金を支払ってくれば、我々は刀剣を収めよう。すなわち、両の耳に対して活きた野兎二羽、両手に対して良馬二匹、二足に対して獵犬二頭、上下各十六本の歯に対してそれぞれ白綿羊十六頭ずつ、更に靴九十足、背裏頭九十、鎧九十着、盾九十枚、肘当て九十、刀九十、矛九十、竹編笠九十個を付け加えよ。身代金は白銀四千二百両となる」と回答した。茲日阿勒寧惹は仕方なく、その通りに賠償金を支払った。

その後、吉狄図額散祖という者は阿吉家の者に殺された。この両家は姻戚関係にあったが、吉狄家の勢力は阿吉家より強かった。吉狄家は「殺人の賠償金のことだが、お前達はこの間、別の規定を作ったから、阿吉利利願策の賠償金に準じて支払ってくればよい。でないと、我が吉狄家にはおよそ千八百人の者がいるが、復讐で八百人死んでも、まだ千人は生き残れるぞ」と言った。阿吉家は「否」とも言えず、止むなく彼らが作り替えた規定により、吉狄家に賠償金を支払った。後に人々はこの事件を笑いものにし、「阿吉利利願策の賠償金にせよ、吉狄図額散祖の賠償金にせよ、その制度は他人が押しつけたのではなく、阿吉家の自業自得である」と言った。彝族の諺にあるように、彝族地区の紛争はしばらくの間は手段を選ばず結着させたが、後の世代が傷つけ合うことを考えると、将来一体誰に殺されるか分からないのである。従って事件を解決するには当面の力関係だけを見て決めてはならない。特に愚弄してならず、前人の規定した法規に基づき、一切の紛争をきちんと解決すべきである。こうしてはじめて後顧の憂いを断つことができるのである。涼山彝族の姻戚殺人の法規は罪の重さにより「阿諾」「阿則」「阿曲」の三種に

「^グレ^モレ^テ」という法規を基礎とし、黄金や白銀の価格で換算して支払っていた賠償金は、その後直接に黄金と白銀の数量により賠償するようになった。具体的事件処理の過程においては依然等級や地区による差異が存在したが、賠償金の項目は基本的に一致していた。一般的には以下の四項目に分けられる。一、死者への賠償金。二、死者の舅家に支払う賠償金。三、死者の母方のいところに支払う賠償金。四、若干の付加項目。

彝族中心地区の諾合の黒案の賠償金はおよそ白銀1200両である。その他の多くの地区では白銀600両である。一部の地区は三百三十三両三錢三分で結着をつけている。死者の舅家に支払う賠償金は各地いずれも命金の半額分とする。死者の母方のいところへの賠償は一般に白銀一〜二錠と酒一罇とする。

諾合か曲合かを問わず、事件の解決にあたる前後から結着がつくまでの過程において、いくらかの付加的費用が必要となる。これらの費用は基本的には地区や階級を越えて、一致している。すなわち：

- ①涙をおさめるための一匹馬を与える。彝語では「^{ニョ}ア^フジ^ム」と呼ぶが、これにはその費用で被害者側の女性や家族の悲しみを和らげ、もう泣かないようにしてもらおうという意味がある。
- ②殺人現場を掃除する費用としてズボン一着或いは白銀一錠を支払う。彝語ではこれを「^スガ^レ」という。原告の家支或いは被告の家支が「徳古」か「蘇依」に事件解決を依頼する際に、仲裁者は悪霊がとりつくのを恐れ、そのためまず子がいないか或いは地位が低くて、金が要る人一名に、現場を清めてもらう（わら草で現場を掃き清めるか、または「徳古」や「蘇依」に替わって現場で話をする）が、これは凶悪い霊を追い払うことを表している。現場を清める人はたいてい自ら志願する。
- ③調停費用。調停費は調停者に支払うもので、一般には賠償金の十分の一の額を支払う。
- ④誓約咒悔費。彝語では「^シユ^ジレ」^レと呼ぶ。これはすなわち、事件が結着した後に、鶏を殺して咒文を唱えるという宗教手段を通じ、双方が再び後悔することのないようにするものである。一般には鶏を殺し、咒を唱える人に白銀一錠を支払う。
- ⑤「合好牛」一頭を殺し、「合好酒」一罇を献上し、「合好銀」一錠を支払う。こうして、事件は完全に清算される。

2、花案の賠償金。彝族の中心地区の諾合の花案における賠償金は白銀600両と決まっております、他の多くの地区では一般的に白銀300両としており、一部の地区では白銀170両をとっている。毒を飲んで死んだ者に更に馬を一匹を与える。彝語ではこれを「^ドホ^ム」^ムというが、それは毒を飲んで、胃を洗った時に用いた汚れたものという意味であり、そのため彼の汚れを落とす際に別枠で費用を工面せねばならない。死者の舅家に支払う賠償金は死者賠償金の半額で、死者の母方のいところに支払うのは一般的に白銀一錠或いは馬一匹、酒一罇である。これ以外の賠償金は黒案と同じである。

中心地区の曲合の花案の賠償金は一般的に白銀300両で、その他の地区では白銀120〜200両で

あり、服毒死した者に更に馬一匹をつける。死者の舅家に支払う賠償金は死者への賠償金の半額で、死者の母方のいとこへの賠償金は白銀一錠と酒一罎である。これ以外の賠償金は諾合等級と同じである。

3、白案の賠償金について。白案の処理規定は等級や地区に関係なく、一致している。通常は白銀一錠から数錠または馬一匹ないしズボン一枚であり、これとは別に酒一罎が必要となる。

かつての凉山彝族の姻戚殺人事件の法規は具体的な操作過程において、常に家支勢力の強弱により干渉されたり、更に破壊される可能性があったが、大抵の場合、人々は依然先代の定めた法規に従ってこれらの紛争を処理した。権勢の干渉により結着した殺人事件は人々から不正当で、不合理な事件と身做されるだけでなく家支から笑いものにされる。人々は先代の定めたしきたりを勝手に改ざんしたりぶち壊したり者はこれらの人は自分の面を汚すだけではなく、その子孫たちにも拭いさることのできない汚点を残す。こうした考え方こそが親戚慣習法を彝族地区で長らく維持する上で、影ながら役目を果たしたのである。

四、事件の実例

(一) 家支殺人事件の実例

1、諾合家支における殺人事件の実例

美姑県の侯波乃拖地区では阿侯格作拉哈という人がいた。彼はいつも傍若無人で、思いのまま振る舞う習慣を身につけ、次第に道理をわきまえず方々で騒ぎを起し、直系の親戚があちこちに行ってに謝ったり弁償する。ある時彼は姪の阿侯体都拉体に連れ戻され、鉄の鎖で家に繋がれた。皆は彼をゆっくり教育し、更正させようと考えた。しかし数日後、人々が油断しているすきに彼はこっそり鎖を解いて逃げ出し、体都拉体に見つかって、拉体が彼に家へに戻ると勧めても聞き入れず、追いつけなくなったので、体都拉体は激怒して、彼を射殺した。

事件の後、阿侯家支の頭は速やかに各地から現場に赴き、家支議事会を開き、協議を繰り返した結果、拉哈が間違っていたのは疑うべくもないが、過ちと死は別の事であり、年下の拉体が叔父の拉哈を射殺したことは「抜けた羽根が鳥を殺す」⁽⁹⁾が如き行いであり、従って拉体は命をもって償わなければならない。この決定が出されると、拉体は命を差し出すところかすぐに逃げてしまい、家支の者全てが彼を追いかけたが、捕まえられぬ上にますます差が開くので、ついに全ての銃を集めて彼に向け一斉に射撃することに決めた。銃を射つと皆が茫然となってしまい、銃声が轟いた後も拉体は逃げ続けた。

しばらくして彼はおじの家に戻ってきた。このことで阿侯家支はより範囲を広げて家支構成員の意見を求め、人々は阿侯拉体は一族のならわしを大いに破ったので、彼には命をもって償うことだけが許され、他の方法で処理することは許されないと考えた。何年後、阿侯拉体は止むなく元の場所へ戻って、命を償った。死ぬ前に皆が宴会を設けて接待し、彼のために喪服を用意してやった。彼は首つりの方法を選んでその一生を終えた。この事件から今日までにもう五世代がたっている⁽¹¹⁾。

美姑地区に住む馬家が阿爾家支を攻めるため、途中で阿爾格哈に出会った。格哈は石を出兵隊に投げつけ、馬惹使拉がその場を収めようとした際に、馬惹扯博に誤って殺されてしまった。この二人は血縁的には十二世代も隔っているが、事件の後、扯博は命を償おうとしなかった。家支会議での討論により、この事件は「母鶏が誤って卵を産んだことであり、母鶏がその卵を食べたのではない。母豚が誤って子豚を産んだことであり、母豚が子豚を食べたのではない」⁽¹²⁾。扯博は元々家支のため、混乱の中で誤って使拉を殺したのであり、彼が命を償いたくないのであれば、賠償金を支払ってもよいということになった。結局白銀1700両を賠償し、舅家に1200両、死者の父親の舅家に馬一匹、畢摩には銀九錠を支払い、そのほかに「合好牛」をつぶし、「合好銭」を払い、「合好酒」を飲んでもらい、扯博はいちいち地面に跪いて年長者に酒を進め、この事件はこうして結着した。

2、曲合家支における殺人事例

美姑侯波乃拖地区では吉木爾火と吉木阿比の間にもめ事が起こった。ある日喧嘩の途中で、爾火が阿火を殺してしまい、事件後爾火が命を償おうとしないので、爾火の親族は彼のために簡素なテントを建て、一頭の牛をつぶして彼に食べさせた。それから彼の兄弟や子供が懸命に彼を説得し、更に彼に対して、家支構成員を殺したのにあなたは命を償わないならば、我々はお前の代わりに命を償うが、それでもあなたは生きていられるか、とはっきり申し伝えた。後、爾火は止むなく、毒を飲んで死んだ。その後両家の家族は仲よくなったが、この事件から四世代が過ぎている。

1939年、塩源県の雜拉山帕查家支の底惹尼尼と底惹碩惹の二人は叔父と姪という関係であったが、いつも口げんかをして対立していた。ある日、尼尼の息子である底惹西方惹が銃をもって行方不明の牛を捜しにいった。途中で道端で碩惹の二人の妹がじゃかいもを掘っているのに出会った。彼女らの家の犬が西方惹を噛みつくので、西方惹が彼女たちに犬を追い払うように再三頼んだが、彼女たちは聞き入れなかった。頭にきた西方惹は銃で犬を殺してしまった。碩惹はそれを聞くとすぐに西方惹を追いかけ、あいつを殺してやると叫んだので、西方惹は碩惹にはかなわないと考え、懸命に逃げ回り、遠くまで逃げてから西方惹は碩惹のは人を馬鹿にしすぎると考え、ついに引き返して碩惹を射殺し、おじの家へ逃げた。

周辺の帕查家支はこの事件を聞くと、すぐさま尼尼の家へ赴き、ある者は命を償ってもらわねばならないと主張し、ある者は尼尼には子か一人しかいない上に、年配で子を産み育てる力がないので、しきたりにより賠償金を支払えばよいと考えた。諾合等級の頭人である羅洪寧都も日ごろ尼尼と親交を深めていたので、帕查家支の頭人たちに賠償金の方式で解決するよう懸命に勧めた。繰り返し相談した結果、最後に家支構成員を殺す黒案の事例に鑑み賠償金で処理することに決めた。尼尼家の全ての土地を死者に与え、尼尼家の牛、羊、馬及び奴隷の半分も死者の家族に与えた（当時尼尼家は地元でも一番富裕な家だったので上に挙げたものの数量もかなりのものである）。賠償金として白銀333両、歩兵銃一丁、葬式の際にの生けにえ、畢摩への報酬全てを尼尼家が負担した。この事件を知り、解決に参加した帕查家支頭人や長老者たちすべてにそれぞれ一

錠銀を支払った。事件に結着した時、西方惹は地面にそのまま牛の蹄で作った杯を用いて年配者たちに酒を進め、「結案牛」をつぶし、「結案酒」を買って家支構成員に飲んでもらった。その後、尼尼家族はすぐにそこから10キロ離れた場所へ引っ越した。

(二) 婚族殺人の事例

1, 諾合の婚族殺人の事例

普雄地区の阿侯と果基の両家は日ごろから対立しており、次第に家同士のけんかへと発展していった。ある日、阿侯古格という者は川を渡っていた果基家の者に発砲したので、果基家の者はとたんに激怒して、銃で阿侯古格を殺してしまった。この殺人事件により、阿侯家は人を大勢召集し果基家に殴り込んだが、不幸にも阿侯石祖爾且という者が騒ぎの中でまたも果基家に殺されてしまった。その後、果基家と阿侯家の恨みは一層深まった。常に互いを攻撃し、両家とも不安の日々を送っている。こうして九年間争った後、双方ともこれではどちらにも得にならないと考えた。頭人たちはみな仲直さえすれば互いに有利であると考えた。こうして婚族殺人案の決まりに基づき、果基家は白銀660両を阿侯古格と阿侯石祖爾且の二人の賠償金として支払い、その舅家と姨表兄弟（母親の姉妹の子供訳者註）及び付加的な賠償項目によって賠償金を支払った。この事件は本世紀の30年代に起こったものである。

冕寧に果基大脚という者がいたが、彼は羅洪家の婿で、羅洪阿吉補日家が葬式を出したので、酒を背負い慰めに行った。酒を飲んだ際に羅洪と果基は口喧嘩をし、ついには殴り合った。果基大脚は出ていこうとしたが、羅洪家はすでに吉福斯という者を屋敷の縁側に配しており、無防備な状態で突然柴の束で果基大脚を打ち殺した。

事件後、果基家はすぐに家支会議を召集し、老若男女全てが出動して羅洪家へ復讐に向かった。羅洪家支は牛をつぶしたり、酒を出したりして出征隊伍を懸命に押しとどめ、同時に誠意をもって、この度の不幸な事件はすべて自分たちのせいで、彝族地区では我が子を殺しても、姉妹の夫を殺すべきでなかってあり、自分たちは家支殺人事件の黒案の基準に従い、果基大脚の賠償金を支払いたいと伝えた。内外の「徳古」や「蘇依」が繰り返し説得したことで、果基家はついにこの平和的な処理に同意した。すなわち、果基大脚の命の賠償金を白銀1200両とし、他の項目はしきりに基づき別に支払った。この事件からすでに四代経っている。

2, 曲合親戚に関する殺人事例

美姑地区の吉木日達爾者という者は、舅家の娘の吉古克吉子を娶って妻としたが、その後妾がほしくなり、妻の兄である吉子阿里は日ごろからそんなことをしてはいけないと忠告したが、彼は一向に聞き入れず、妾を設けることにこだわった。吉子阿里は非常に怒り、妹が尽くしているのに日達爾者は理由もなく妾を持つようとしている、それなら家に引き取った方がましだと考え、ついに斧を持って爾者が必ず通る道で待ち伏せし、爾者を殺すと崖から捨て投げた。その後吉子阿里も償いとして自殺したので、姻戚双方はそれぞれ遺体を葬った後、何の処理も行わなかった。

美姑の比茲来妥には爾土阿格という者がおり、幾日波吉子克義家の近くを通りかかると、克義

家の飼い犬に噛まれ、石を拾って家の前まで追い回した（こういう行為は彝族地区では失礼なこと、忌み嫌われている）。吉子家の者は非常に怒り、彼に文句を言うと、爾土阿格は聞き入れるどころか逆に克義を殴った。そこでその場に居合わせた吉子家支の者は皆激怒し、寄ってたかって爾土阿格を殴りつけた。阿格はかなわないので、とりあえず逃げたが、吉子家の者も放っておかず、殴りながら追い回した。阿格はもう動けなくなりある山洞に身を隠したが、吉子家の者は火で炙り出し、阿格がたまらず出てくると、吉子家の人々に捕まえられ、髪が掴まれて歯がほとんど落ちるまで殴られ、その場で死んでしまった。

爾土阿格家支がこの残酷な行為を知ると、絶対に復讐すると宣言した。吉子家はこの度の行為は確かにやりすぎであったが、ことここに到ってはすぐにこちらから罪を償った方がよいと考えた。彼らは内外の「蘇依」や「徳古」に調停してもらう方法を取った。最終的には五つの罪により賠償金を支払うことに決定した。すなわち、髪を掴んだ罪、煙でいぶった罪、犬をけしかけた罪、歯を折った罪、人を殺した罪である。それぞれの罪は白銀25錠を賠償金とした。合計白銀110錠で、舅家と母方いここに賠償する分は規定により処理された。徳古及び蘇依の調停費用として賠償金の十分の一を支払った。そのほかの付加費用も規定に基づき逐に執行した。こうしてついに平和的手段で解決するに到ったのである。

五、結 び

凉山彝族家支は父系血縁関係に基づき、代々父子連名により系譜を形成してきた血縁組織集団であり、彝語では「ツヴィ」と呼ぶが、これは血縁関係の近遠によって二種類に分けられる。第一は「ツ」であり、血縁関係が比較的近く、一般的に七代以内を指す。第二は「ヴィ」であり、血縁関係は七代以上である。七代以内の「ツ」であろうと七代以上の「ヴィ」であろうと、どちらも通婚が固く禁じられている。かつての凉山彝族社会では、家支組織は社会構成員を保護する根本的な保障であり、家支に属さない社会構成員は、昔の凉山では身がもたないと言われてきた。家支勢力の隆盛と零落は、往々して個人の喜怒哀楽と関係している。彝族の諺では、男たるもの「最も好いのは家支を保護する垣の柵となることであり、次には、家支を保護する垣の根の土となることであり、それで駄目なら家支構成員の使い者とならねばならぬ」という。つまり家支の組織の一員となれなければ、家支のお先棒を担ぐことに甘んじねばならないところことである。彝文の『瑪木特伊』(『教育經典』)では「九代の間は決して家支を離れるな、家支と離れたら決して敵を作るな、敵ができて家支を離れていれば孤立無援であり、異郷で他人の奴隷になりはてるだろう」と言っている。ここから、家支が凉山彝族社会に占める重要性を見出すことができる。

特定な社会環境が特定な社会制度をもたらすものであり、凉山彝族の慣習法は家支慣習法を前提に、絶えず完全なものへと発展してきたと言える。家支慣習法から水平（空間）方向に姻戚関係、彝族人間関係などを処理する慣習法が派生した。また垂直（時間）方向に尊卑関係（世代別）を処理し、等級関係（血縁別）を処理するなど一連の慣習法が生まれてきた。これら

の慣習法の管理及び執行はすべて家支の勢力によって実施される。家支を離れると、かなりの慣習法は空証文と化してしまいが、等級慣習法も例外ではない。家支殺人事件法規及びこれに関連する事例を通じて、「命の償い」と賠償金があくまでも親族に関わる復讐行動を抑える手段であることをうかがい知ることができる。事件を処理する過程では被害者を中心に二重の血縁関係が現れるが、圏内は家支関係すなわち親族と家支であり、圏外は姻戚関係すなわち舅家や父親側の舅家等である。ここで言う舅家とは単に舅父（母親の兄弟）を指すのではなく、涼山の彝族は母親の家支の兄弟を均して舅家としている。舅家に賠償された身代金は舅家の家支により均等に分配され、舅父のものとはならない。多くの家支が内部で制定している慣習法は、家支が内部を処理した事例を参考に、絶えず改善し法律化したものである。その管理方法は民主的で、何人たりとも大多数の家支構成員の意向に逆って、他の行動の権力を持つことができない。家支は自治性が極めて強く、個人の自治性もかなり強い。通常の生活の中でも卓越した人物がかなりおり、例えば、紛争解決に際して独特の慧眼を持っている。「徳古」や「蘇依」、更に戦いで勇猛で機智に富む「惹科」、生活の中に財産運が絶えず順調な「蘇嘎」であるが、彼らのうち誰も家支集団を変えてしまうことはできない。家支が慣習法を制定してしまうと、慣習法はまた家支をしっかり団結させるのである。家支の慣習法が縦横に発展したことで、更に彝族全体の慣習法が制定されたのであるが、この慣習法はかつての凉山彝族の社会安定の上で卓越した貢献をしたのである。

姻戚の問題については、先に凉山彝族では非常に古くから交叉イトコの優先通婚という婚姻制度が盛んであったことを述べた。こうした婚姻制度は一度出来たら変化しないというわけではない。それは大体、厳密な交叉イトコの近親結婚から、次第にA家支とB家支の間の交叉イトコの選択婚に拡大し、更に極めて緩やかな蜘蛛の網のような同等級の交叉イトコ選択婚に拡大化されるという発展過程を辿ったが、この過程の中で又イトコの関係が拡大化したのである。実質的に婚姻形式を通じて構成されるこうした社会政権は、交叉イトコによって作られる小型の家庭社会単位を起点に、これを拡大して中型の姻戚家族である「ウォサン」という、社会的利益集団となる。更に、これが等級別の政治権力集団へと発展し、最後に家支や姻戚と社会組織が渾然一体となった社会を形成する。言い換えれば、こうした関係はあたかも血縁アイデンティティの基礎の上に打ち建てられている。婚姻関係が同じ等級の範囲にまで拡大され、姻戚双方に血縁関係がないということはある。しかし、その子孫はまた新たな交叉イトコ関係を確立する。この時交叉イトコ関係が一つの等級内で多元化を実現したのである。傍系関係の交叉イトコ婚については、その上の世代に必ずしも直系の兄弟姉妹があるとは限らず、これに伴い許婚の婚姻にも選択の余地が出現する。最初期に交叉イトコで確立した婚姻家庭では、その上の世代に必ず直系の兄弟姉妹がなければならず、いわゆる「表哥が口を開かねば、表妹は嫁ごうと思わない」という状態であった。この格言はこうした観念と行為をうまく記録し体现している。初期の交叉イトコ婚は近親からしかできないし、父母は子供の婚姻のために突飛な選択をすることはできなかった。しかし、交叉イトコ婚が凉山彝族の婚姻家庭の中で縦横にどう変化しようと、つまるところ先代を受け継ぎ、後代を啓発する働きをしていたということに留意せねばならない。家支外との婚姻

が架けた橋も結局血縁や等級のアイデンティティを乗り越えることはなかったのである。しかもこうした血縁や等級のアイデンティティという要素によって、その社会の構成員は家支慣習法に続くもう一つの重要な内部法規、すなわち姻戚慣習法を制定させるを得なくなったのである。

かつての凉山彝族の社会においては、どの方面の慣習法を確立するにおいても、必ず家支という紐帯と結びつかねばならなかった。姻戚慣習法は間違いなく家支慣習法が水平方向に拡大したものである。家支慣習法と姻戚慣習法はあまり違いがないので、そこに内在する関係とその沿革は非常にはっきりと見て取れる。これらが制定され実施される過程では、いずれも根深い血縁的基礎としっかり結びついている。人命金を賠償金する際には被害者を中心に、家支、舅家、イトコなど複雑に錯綜した親戚が出現する。彼らの背後には目に見える形で祭られている神聖な存在、すなわち祖先が控えている。トインビーが言うには「この動きは、前文明社会にも文明にもひとしく観察されうる。だが、この二つの「種」においてはそれが働く方向が異なっている。今日知られている前文明社会においては、ミメシスは、生存している構成因の年上の世代へと向けられる。祖霊はこの長老たちの背後に立ってその権力を強化し、彼らの威信を高めるのである。ミメシスがこのように過去へと向いている社会では、慣習が支配し、社会は静的である。他方、文明過程にある社会では、人間努力の共通目標への途上での先駆者は創造的人格であるが故に、ミメシスは追隨者を指揮する創造的人格へと向けられる⁽¹³⁾」。かつての凉山の彝族慣習法のベールを取ってみれば、どの方面から定められた慣習法であっても、その着眼点はいずれも「親」という字の上であり、祖先と一体化し、祖先を模倣し、祖先にならうことによって慣習法は絶えず充実し、完璧になったのである。事実、家支がなければいかなる姻戚慣習法もないと言えるのであり、すべての執法と司法の権力が常に家支勢力によって制約される。最も等級の低い「呷西」には姻戚慣習法など存在しないが、それはこの等級の多くが他の族に起源を持ち、「呷西」となった際に、本来の祖先の文化はもう社会的基礎を失って断絶が生じており、また短期間に自らの家支組織を作りあげることができなかつたためである。姻戚慣習法は最高の等級である茲莫にとっても実用性が非常に低く、というもこの等級の家支組織は日増しに衰退し、人口が減少したことで、その家支組織は二度と政権という形で出現できなくなったからである。一方、かつての凉山彝族社会の構成主体であった諾合、曲合及び一部の阿加といった等級にとって、姻戚慣習法は家支慣習法と同じくらい重要で、姻戚慣習法は家支慣習法が水平方向に拡大したものであるとはいえ、その内容ははっきり分けられ、互いに代替することはできない。家支慣習法の主な役割は家支集団内部の社会秩序を維持、調整することであり、姻戚慣習法の主な役割は家支と家支の間の社会秩序を維持、調整することである。凉山彝族という社会有機体の全体について言うと、林立する家支が組織する集団と、蜘蛛の網のように広がる等級別の婚姻で組織される集団はいずれも大きな強制力を形成し、その社会の秩序を保証してきた。まさにこの蜘蛛の網の如く広がる婚姻関係によって、個人あるいは家支の間の対立や争いの多くは全体に波紋を広げるのである。通常の場合、家支勢力の強い人は家支の力に頼って自分の権益を守る。家支勢力の弱い人にも権力勢力の強い姻戚を探し求めて自分の権益を守ろうとするのであり、姻戚集団は一方で家支集団の

外郭組織となり、もう一方では、彝族全体の家支と家支の間の紐帯となっており、その慣習法はかつての凉山彝族の家支、等級及びその社会の安定にとって非常に重大な役割を果たしていたのである。

(翻訳者：筑波大学大学院地域研究研究科，蘇素卿，整理者：同歴史・人類学研究科，上野稔弘)

註釈：

- (1) 徳古とは彝語の音訳で、道理を説くのに長け、公正な発言をし、理に従った処理で、紛争を解決できるような頭人を指す。
- (2) 畢摩とは彝語の音訳で、宗教祭祀などの活動に従事する祭司を指す。
- (3) 卓卓とは彝語の音訳で、特殊な権力や技能を持たない、一般の平民を指す。
- (4) 茲莫，諾合，曲合，阿加，呷西とはかつての凉山彝族社会内で分けられていた五つの等級の名称である。
- (5) 族籍の解除とは、かつての凉山彝族で宗教の形式を借りて、家支集団内部の犯罪行為を処理した特殊な方式の一種である。儀式は畢摩により主催され、その家支の構成員は世帯ごとに、鶏や犬などを出し、畢摩に呪詛を通じて、殴殺のよる死を犯罪者に与えるというもので、その後はすべての家支構成員が完全に彼との往来といった関係を断ち切ってしまう。
- (6) ここでは一人の奴隷一人を賠償にすることを指す。
- (7) 嫁をもらう時の費用とは、嫁を貰うための結納金，娘を嫁にやる時の服装費を指す。
- (8) 彝族は服毒者の胃を洗浄する際にあまりきれいでない水、または新鮮な鶏や羊の血を口に入れるが、これは死者が穢れを持ったと考えるからで、これにより命金を賠償する際に馬を一匹多くせねばならない。
- (9) 抜け羽根が鶏を殺すとは、鶏から抜けた羽根がその鶏を殺すということで、互いに殺し合うことを例えている。
- (10) 彝族においては、どのような罪を犯したかに関係なく、その家支の人々は誰も犯人を殺せないのであり、さもないければ、同じ宗族の者を殺したと見なされる。そこで、集団で同時に銃を撃てば誰が殺したか分からなくなり、責任を全員で負うことができる。
- (11) 凉山の彝族は歴史上の事件が起きた時期について、具体的な日時を記録しておらず、よく誰々の年代に起きたといういいかたをする。一代は一般的に30年で計算されるので、この事件は大体1837年頃に起こったことになる。
- (12) 彝族は猿の日に卵を産んだ鶏や、蛇の日に子を産んだ豚を邪悪な禽獣とみなし、こうした状況が生じると一般にはそれを売り払ってしまう。もし鶏がその卵を食べ、豚がその子を食べたなら、それは非常に悪い予兆に属するものであり、必ずこれを殺して畢摩に頼んで邪気払いをしてもらわねばならず、これにより災いを逃れることができるのである。
- (13) トインビー『歴史の研究』漢訳版上冊，上海人民出版社，1964年，第60頁。